# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名				
30	小城市	療育手帳交付に関する事務	基礎項目評価書		

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小城市は、療育手帳交付に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

佐賀県小城市長

#### 公表日

令和7年3月31日

[令和6年10月 様式2]

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	療育手帳交付に関する事務					
②事務の概要	市は、療育手帳交付に関する事務を行う。					
③システムの名称	心身障害者手帳システム					
2. 特定個人情報ファイル名						
療育手帳受給者台帳						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	番号法第9条第2項 小城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の 利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表第一 第7の項					
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢>         1) 実施する         2) 実施しない         3) 未定					
②法令上の根拠	-					
5. 評価実施機関における	担当 <mark>部署</mark>					
①部署	高齢障がい支援課					
②所属長の役職名	課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	打正•利用停止請求					
請求先	高齢障がい支援課					
8. 特定個人情報ファイルの	D取扱いに関する問合せ -					
連絡先	高齢障がい支援課 TEL(0952-37-6108)					
9. 規則第9条第2項の適用	目 [ ]適用した					
適用した理由						

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数					
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
いつ時点の計数か		令和7年1月1日 時点			
2. 取扱者	数				
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		<選択肢> [ 500人未満 ] 1) 500人以上 2) 500人未満			
いつ時点の計数か		令和7年1月1日 時点			
3. 重大事故					
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		<選択肢> [ 発生なし ] 1) 発生あり 2) 発生なし			

### Ⅲ しきい値判断結果

### しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
	項目評価書 ]	1.重占項日評価書》	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	全項目評価書				
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。								
2. 特定個人情報の入手(情報の入手)	青報提供ネットワークシス	ステムを通じた入	手を除く。)					
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
権限のない者(元職員、アクセス権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か		]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1	]委託しない				
委託先における不正な使用等 のリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
5. 特定個人情報の提供・移転	₹(委託や情報提供ネットワ·	ークシステムを通じ		]提供・移転しない				
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	1	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[	O ]接続しない(入手) [ O	]接続しない(提供)				
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十分 か	[ 十分	である ]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業 [ ]人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[ +分	である ]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	本人からのマイナ	ンバー取得の徹底	や、必ず複	数人での確認を行っている。	

9. 監査						
実施の有無	[ ] 自己点検	[ O ] 内部監査 [ ] 外部監査				
10. 従業者に対する教育・啓発						
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている ] 2)十分に行っている 3)十分に行っていない				
11. 最も優先度が高いと	考えられる対策	[ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する				
最も優先度が高いと考えられ る対策	<選択肢> 1)目的外の入手が行われ 2)目的を超えた紐付け、 3)権限のない者によって 4)委託先における不正な 5)不正な提供・移転が行 6)情報提供ネットワーク 7)情報提供ネットワーク 2	事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 に不正に使用されるリスクへの対策 な使用等のリスクへの対策 行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) システムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 システムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 い・滅失・毀損リスクへの対策				
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	アクセス権限の管理を行ってし	,>వ.				

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年8月3日	1. 対象人数 いつ時点の計数 か 2. 取扱者数 いつ時点の計数 か	平成31年1月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
令和2年8月3日	2. 取扱者数 いつ時点の計数 か	平成31年1月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
今和9年9日9日	0 酢本 宝体の右無	白口占烃	内部監査	事後	
令和2年8月3日	個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言の変更 1.対象人数 いつ時点の計数 か	取り扱い	取扱い	事後	
令和7年3月31日	1. 対象人数 いつ時点の計数 か	令和2年1月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
令和7年3月31日	2. 取扱者数 いつ時点の計数 か	令和2年1月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	